

シンポジウム

子どもたちとの絆。 そのとき、子どもたち に必要な支援。

東日本大震災から8年。
改めて子どもの支援を考える。

3/30 2019 (土)

13:30~16:30

東京都千代田区霞が関
弁護士会館2階 講堂クレオ

**入場
無料**

どなたでも入場
いただけます



丸ノ内線「霞ヶ関」駅
B-1b 出口
千代田区霞が関 1-1-3

子どもたちとの絆。

そのとき、子どもたちに必要な支援。

2019/3/30 (土)

13:30 ~ 16:30

弁護士会館2階 講堂クレオ

東日本大震災から8年、改めて子どもの支援を考える。

東日本大震災では、津波によって保護者を失い経済的に困難な事態に陥った子どもたち、通っていた学校が津波被害や原発被害にあって他校に通わざるを得なくなった子どもたち、災害によって精神的に大きな影響を受けた子どもたちがたくさんいました。

東京弁護士会では、経済的支援として、愛知県弁護士会、福岡県弁護士会の協力を得て、東日本大震災で被災した高校生140名に義援金を月々支給しました。

これまでの経験を踏まえ、被災した子どもたちへの支援について改めて考え、今後の災害における支援のあり方について考えを深めたいと思います。

1 高校合唱部による合唱

福島県立磐城高等学校合唱部

2 基調報告

- ① 義援金制度の創設と支援実績
- ② 支援を受けた方々による感想と被災から今日までの道のり

3 パネルディスカッション

災害が子どもたちに与えた影響と今後の支援のあり方について考える



シンポジウム最新情報

登壇者のプロフィール等は
こちらのサイトをご覧ください

主催
東京弁護士会

問合せ先
法律相談課 03-3581-2206